

公園緑地に関する最近の動向について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

最近の都市政策について

- 能登半島地震からの復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた自然災害への着実な備えとして、**防災・減災・復興まちづくり**をより強力に進めます。
- また、気候変動への対応、生物多様性の確保、Well-beingの向上に都市が率先して取り組むべく、緑地の質・量両面からの確保や、エネルギー利用の再エネ化・効率化、暑熱対策など、**まちづくりGX**を重点的に推進します。
- さらに、都市の基幹的課題への対応として、
 - ・ 立地適正化計画の実効性の向上や広域連携を見据えた取組など、**コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展**
 - ・ **大都市の国際競争力**を強化するとともに、まちなかのにぎわい創出など、地域経済の活性化を通じた**地方都市再生**
 - ・ 戦略的なデジタル政策の展開により、ニーズの多様化に応えた都市政策を実現する**まちづくりDX**等に総合的に取り組みます。

(重点課題)

安全・安心 防災・減災・復興まちづくり

- 能登半島地震からの復興まちづくり
- 宅地液状化・盛土安全確保対策の推進
- 事前復興まちづくり計画の策定推進 等

まちづくりGX

- 改正都市緑地法を通じた良質な緑地確保
- ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現
- 暑熱対策を通じたクールスポット創出 等

(基幹的取組)

コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

- 立地適正化計画の実効性の向上や広域連携を見据えた取組の推進
- コンパクトなまちづくりと都市交通戦略の更なる連携等による実効性の向上

地方都市再生・都市の国際競争力

- 地域資源を活かしたまちなか形成の推進
- まちづくり構想段階から一体となった伴走支援

まちづくりDX

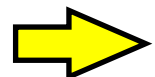
- 防災、暑熱対策等の重要政策分野に対する戦略的な展開
- 3D都市モデル（PLATEAU）の「デジタル・インフラ」としての裾野拡大

国際都市政策連携・海外展開

- G7や国際機関との都市政策連携
- 駅周辺開発等の強みを生かした海外展開

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

- 開催に向けた準備や復元に向けた取組の着実な実施



安全・安心で将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けた取組を推進

○都市において、地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（温室効果ガスの排出削減・吸収、エネルギーの効率化、水害対策、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保、環境教育等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応する必要。

都市に取組が求められる3つの視点

① 気候変動への対応

パリ協定

（2015年12月採択）

○世界共通の目標として2℃目標→1.5℃目標

地球温暖化対策計画

（2021年10月閣議決定）

○2030年度46%削減目標等
○脱炭素に資する都市構造、都市緑化等の推進

熱中症対策実行計画

（2023年5月閣議決定）

○熱中症による死者数の半減（2030年）
○まちなかの暑さ対策、緑地の確保

② 生物多様性の確保

昆明・モントリオール生物多様性枠組

（2022年12月採択）

○生物多様性の損失を止め反転（ネイチャーポジティブ）
○陸と海のそれぞれ30%を保全（30by30）
○生物多様性に配慮した都市計画、都市部における緑地確保

生物多様性国家戦略2023-2030

（2023年3月閣議決定）

○2030年ネイチャーポジティブの実現
○都市における生物多様性の確保、都市部の居住者の自然とのふれあい

③ Well-beingの向上

SDG s（持続可能な開発目標）

○あらゆる年齢のすべての人々のWell-beingを促進（ゴール3）

【WHO憲章前文】（抜粋）

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあることをいいます。」

健康日本21（第3次）

（2024年4月～）

（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）

○自然に健康になれる環境づくり

まちづくりとしての取組：「まちづくりGX」

都市構造の変革やライフスタイルの変容の促進

○コンパクト・プラス・ネットワークや
居心地が良く歩きたくなる空間づくりの推進 等

都市における緑とオープンスペースの展開

○都市の緑地の質・量両面での確保
○グリーンインフラの社会実装の推進 等

街区単位での取組

○エネルギーの面的利用の推進
○環境に配慮した民間都市開発の推進 等

○ 都市の緑地は、美しい景観の形成、温室効果ガスの発生やヒートアイランド現象の緩和、災害時における避難路・避難場所等の形成、雨水の流出抑制機能の発揮、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、野生生物の生息、生育環境の確保など多様な効果を有している。

都市緑地のグリーンインフラとしての23機能(効果)

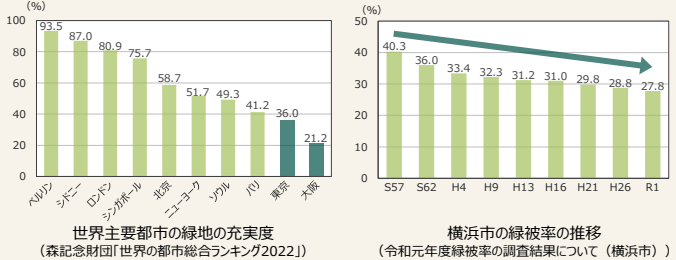
ニーズ	グリーンインフラの機能(効果)
環境共生社会	1 ヒートアイランド現象緩和
	2 温室効果ガス吸収
	3 都市における生物多様性の確保
	4 大気浄化
	5 水質浄化
	6 地下水涵養
	7 環境教育、自然とのふれあいの場
	8 再生可能エネルギーの活用
安全・安心	9 都市水害の軽減
	10 津波被害の軽減
	11 大規模火災発生時の延焼防止
	12 避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援
	13 災害伝承・防災教育の場
健康・福祉	14 緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー
	15 子どもの遊び場・子育て支援
	16 散歩、健康運動の場、介護予防
地域コミュニティの醸成	17 コミュニティ(ソーシャルキャピタルの醸成)
	18 人の集う場、地域の活動の場
	19 地域の自然観・郷土愛の醸成
経済・活力維持	20 良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
	21 良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
	22 都市農業の振興
	23 観光振興

都市緑地の機能のイメージ

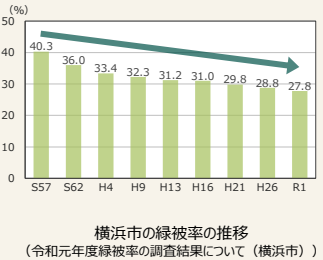


背景・必要性

- 世界と比較して**我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。**



都市	充実度 (%)
ヘルシンキ	93.5
シドニー	87.0
ロンドン	80.9
シンガポール	75.7
北京	58.7
ニューヨーク	51.7
ソウル	49.3
パリ	41.2
東京	36.0
大連	21.2



年度	緑被率 (%)
S57	40.3
S62	36.0
H4	33.4
H9	32.3
H13	31.2
H16	31.0
H21	29.8
H26	28.8
R1	27.8
- **気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。**
- ESG投資など、**環境分野への民間投資の機運が拡大。**
- 都市において緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、**
 - ・地方公共団体において、**財政的制約**や**緑地の整備・管理に係るノウハウ不足**が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的。**
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、**再生エネルギーの導入**や**エネルギーの効率的利用の取組**を進めることも重要。

概要

- 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保**
 - ・緑地の保全等に関する**国の基本方針の策定**
 - ・都市計画における緑地の位置付けの向上
- 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新**
 - ・緑地の**機能維持増進事業**について位置付け
 - ・緑地の**買入れを代行する国指定法人の創設**



特別緑地保全地区の例 (京都市)
- 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み**
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組の**認定制度の創設**
 - ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の**認定制度の創設**



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

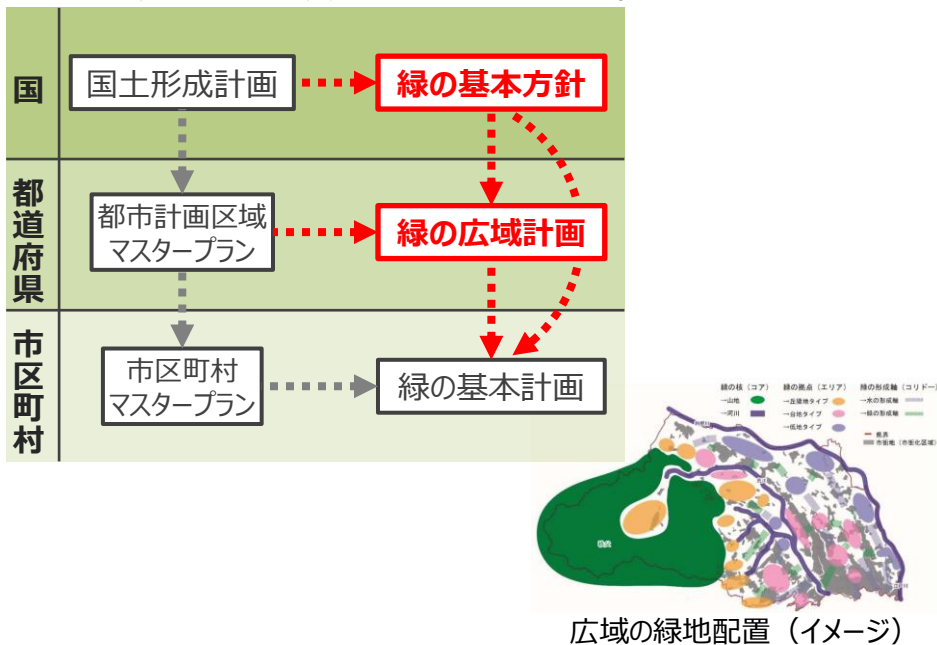
背景・必要性

- 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標や官民の取組の方向性を示す必要**。
- また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出**する必要。

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定**。
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定**。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要**。

概要

- **都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け**。
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

基本方針(案)の概要

第3回 都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議(R6.10.1) 資料
基本方針(案)は引き続き調整中

意義

気候変動対策

生物多様性の確保

Well-beingの向上

都市のレジリエンスの
向上

歴史や文化の形成、
美しい景観の創出、
潤いと安らぎのある
生活への寄与

都市における生産機
能、循環型社会への
寄与

ESG投資の拡大、
気候関連・自然関連
情報開示への対応

全体目標

将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出させ、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、

基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

全体を支える個別目標

環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

- ・ 2030年度における都市緑化による吸収量約120万t-CO₂/年の達成
- ・ 特別緑地保全地区等の指定面積の増加（2030年度までに1,000ha増加）
- ・ 民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進（2030年度までに300件認定）

人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

- ・ 特別緑地保全地区等の指定面積の増加（2030年度までに1,000ha増加）【再掲】
- ・ 民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進（2030年度までに300件認定）【再掲】
- ・ 緑地の確保を進めるとともに、これら地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける

Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

- ・ 水と緑の公的空間確保量を2025年度までに15.2㎡/人
- ・ 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、都市のレジリエンスの向上、コミュニティの醸成等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

推進の視点

- ①各主体の役割分担、多様な主体の連携（国、地方公共団体、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の役割等）
- ②緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保（緑地の質の維持・向上に向け、生物多様性の確保や景観形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施）
- ③緑地の広域的・有機的なネットワーク形成（ネットワーク形成によるグリーンインフラとしての機能の発揮）

実現のための施策

都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定推進

国

- 特別緑地保全地区等の面積拡大・適正な管理の支援
- 公的空間における緑地の確保・緑化の推進
- 地方公共団体に対する技術的支援

- 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備
- 民有地における更なる緑地の創出
- 多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進

都道府県

- 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施
 - ・ 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定
 - ・ 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都道府県の設置に係る都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）

市町村

- 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施
 - ・ 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定
 - ・ 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（市町村の設置に係る都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）

① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

背景・必要性

- 特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に**適正な管理が困難になる**、台風等災害により**荒廃が進む等**の事情により、**緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生**。
※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。
- **緑地の機能の維持増進**を図るためには、樹林の更新等により、**緑地の再生・整備を実施することが必要**。

概要

- **緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備**（皆伐・択伐等）を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。 <予算>
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業

（皆伐・択伐等の緑地の再生・整備）

- ・10～20年に一度必要
- ・大径木の伐採を伴い専門技術が必要



維持管理

- （低木の整理、下草刈り）
- ・毎年必要
- ・市民や企業と連携して実施



緑地の効用の発揮

- ・防災性・安全性の向上
- ・温室効果ガスの吸収促進
- ・生物生息環境の確保
- ・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ 樹木の択伐（機能維持増進）

安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）



②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】

背景・必要性

- 特別緑地保全地区等※の**土地の買入れ**について、多くの地方公共団体において、**財政的な制約**が課題。
また、買入れ後に行う緑地の大規模な手入れ（機能維持増進事業）に係る**ノウハウ不足**も深刻。
※特別緑地保全地区のほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区
- このため、地方公共団体による**買入れが円滑に進まず**、**地区の新規指定自体も抑制的に**。
- **買入れ制度の円滑な運用**や**新規地区指定の促進**のためには、**土地の買入れ**や買入れ後の**機能維持増進事業等**について、国が、**財政面・技術面から支援**する仕組みが必要。

概要

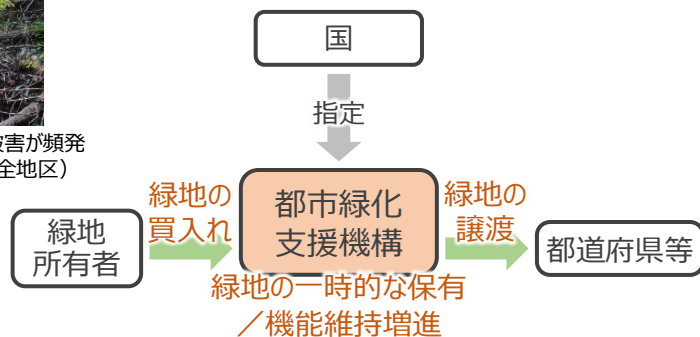
- 地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、**国が都市緑化支援機構**（仮称）として**指定**。
- 機構は、都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れ**や**機能維持増進事業**を行う。
- 機構が行う業務について、国が**都市開発資金の貸付けにより支援**。＜予算＞
＜税制＞

対象とする緑地のイメージ



緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発
（神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区）

国指定法人のスキーム



地方公共団体が抱える課題

財政的制約
緑地管理に係る**ノウハウ不足**

買入れが**円滑に進まず**
管理不全による**緑地の荒廃**

市民の理解を得にくく
地区の新規指定が抑制的

改正後

都道府県等の**要請に基づき**
機構が買入れ・管理を代行

迅速な買入れが可能に
専門技術による適切な管理

市民の緑地への理解の向上
地区の新規指定に意欲

令和6年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. まちづくりGX

出典：令和6年度都市局関係予算概要

(1) 地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進

緑地保全・優良緑地確保支援事業資金 貸付	3.0億円(皆増)
都市公園・緑地等事業 社総交	5,065億円の内数
防交交	8,707億円の内数
国営公園等事業 直轄	249.3億円(1.00倍)

①気候変動への対応（CO2の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）、②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の実現に向け、都市における緑地の保全及び機能発揮のための整備への支援や、都市公園における生物多様性の確保のための取組を推進する。

国指定法人による緑地の買入れ等

- 質・量両面での都市緑地の確保に取り組む必要があることから、公益団体（国土交通大臣が指定する法人（国指定法人））が、特緑等の緑地の買入れ等を行う制度を創設するとともに、国指定法人が安定的な財源と専門的知見を基に、緑地の買入れや緑地の機能維持増進事業を実施できるよう新たに都市開発資金による貸付制度を創設する。

貸付対象者

国指定法人
貸付対象額

<主な要件>

都道府県等の要請に基づき国指定法人が行う特別緑地保全地区等の土地の買入れ及び機能維持増進事業の実施に要する費用

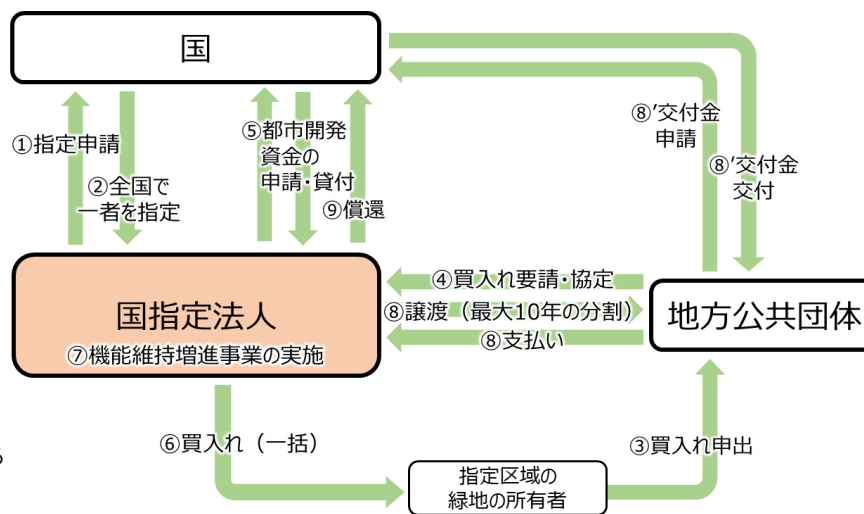


緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発（神奈川県鎌倉市十二所）



生物多様性の低下や、根が浅いことによる土砂災害発生の懸念（東京都多摩地域における竹林）

<国指定法人による土地の買入れに係るスキーム>



都市公園・緑地等事業

- 地方公共団体が国指定法人から特緑等の土地を分割で買い戻す際に社会資本整備総合交付金により支援を行う。
- 緑の基本計画等に位置付けられた樹林の皆伐や択伐等の緑地の有する機能の維持増進を目的とした事業（機能維持増進事業）を支援対象に追加。
- 都市の生物多様性の確保に資する都市公園の整備等を推進する。

<事業イメージ>



生物多様性の確保に資するビオトープの整備

<主な要件>

対象地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。

面積要件

0.25ha以上（1箇所あたり0.05ha以上の複数公園でも可）

対象事業

用地取得、施設整備（生物多様性の確保に資する園路広場、修景施設、教養施設及びこれらと一体的に整備する生物多様性の確保に資する活動に必要な施設（休養施設・便所等））

国営公園等事業

- 国営公園において、生物の生息環境の保全や環境教育の実施等、生物多様性の確保に資する取組を推進する。

① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

背景・必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、**民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠**である一方、**民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的**という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう**民間投資を誘導**し、また**融資を受けやすい環境にする**には、**良質な緑地確保の取組の価値が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要**。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて**より効果的な取組を推進**するため、国が一定の指針を示す必要。

概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。
- **民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定**する制度を創設。
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付けにより支援**。＜予算＞

認定の対象となる取組のイメージ

- 再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



多様な樹種、まとまった緑により
生物多様性を確保

高木主体の緑地の創出により
気候変動対応に貢献

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業



民間企業が、保有する緑地を再整備し、芝生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。

認定に当たっての評価の視点のイメージ



優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の概要

- 都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。
- 認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針※への適合性を審査。※民間事業者等が緑地を整備・管理する際に講ずべき措置を規定

認定の枠組

都市緑地法

国土交通大臣

- ・ 緑地確保指針を策定
- ・ 緑地確保指針への適合性を審査し、認定

①
申請

②
認定

評価の領域・項目



（地域の価値向上）

- 風の道の形成、生態系ネットワークの形成、地域コミュニティの形成 等

（気候変動対策）

- 温室効果ガス吸収・固定、暑熱対策、浸水被害対策、資源循環 等

（生物多様性の確保）

- 水資源の保全、多様な生息・生育環境の確保、周辺環境との調和、環境教育 等

（Well-beingの向上）

- 安心・安全な空間の形成、心身の健康の増進、にぎわいの創出、良好な景観の形成 等

（先進的取組）

- 先進的取組

（マネジメント・ガバナンス）

- 適切な事業の実施、情報開示 等

（土地・地域特性の把握・反映）

- 土地・地域特性、法令・行政計画 等

（緑地の量）

- 緑地割合、緑地面積 等

緑地確保の取組を行う民間事業者等
緑地確保事業計画を作成し、認定を申請

【対象事業】

- ① 新たに緑地を創出し、管理する事業
- ② 既存緑地の質の確保・向上に資する事業

【対象区域】

都市計画区域等内の緑地を含む敷地等

＜良質な緑地確保の取組のイメージ＞



制度の愛称・ロゴマーク



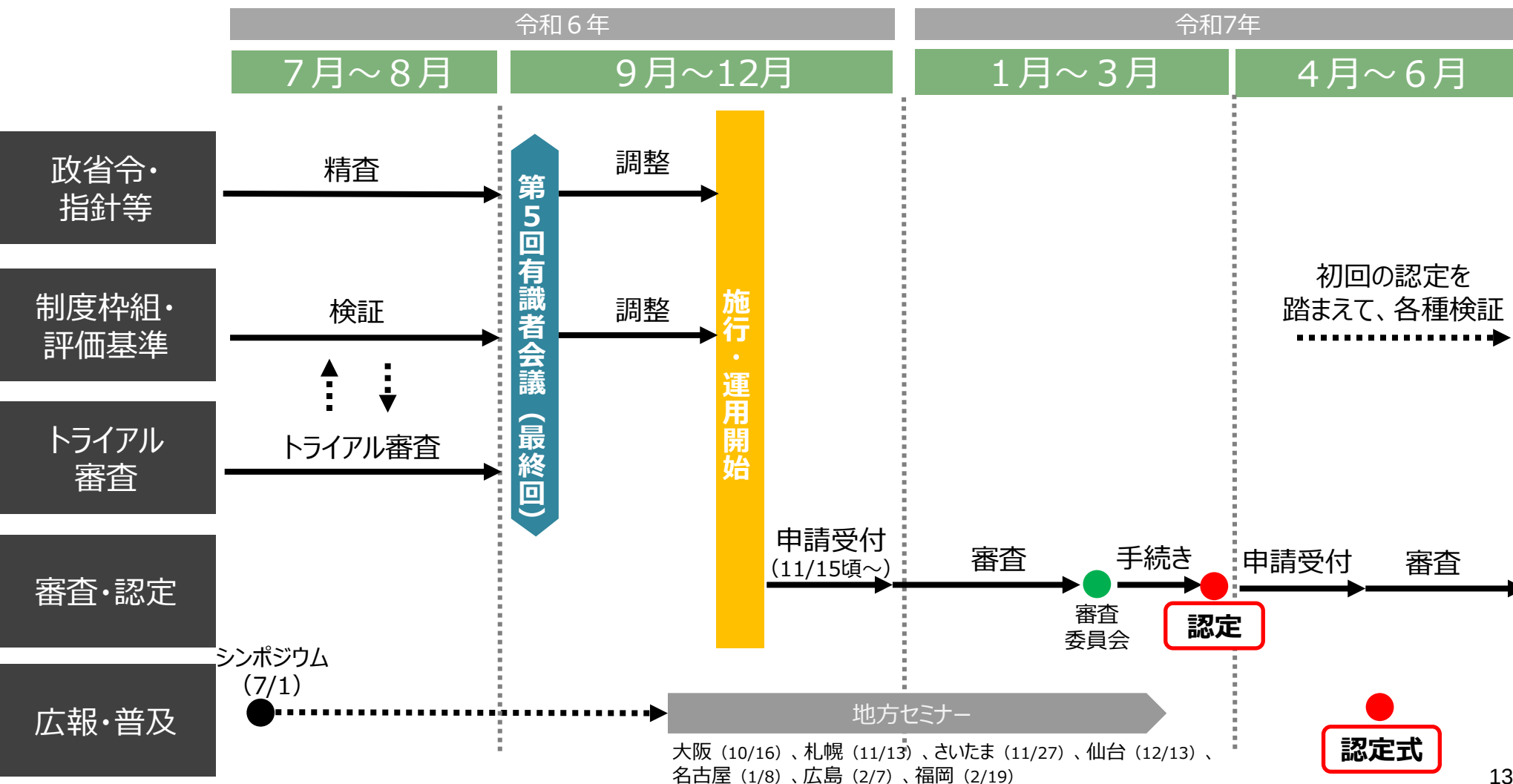
緑の持つ様々な価値を見える化することで、緑と人々・緑と都市・緑と社会・緑同士の「つながり」を生み出し、未来につなげていく。このようなビジョンから本制度の愛称を「TSUNAG」と名付けました。緑（木）を中心に「都市（ビル）」、「生物多様性（鳥や蝶）」、「Well-being（人）」の要素をつなぐデザインのロゴマークを作成。

主な支援措置

- ◆ 優良緑地確保支援事業資金(都市開発資金)による**無利子貸付**・・・貸付対象額（認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用※）の**1/2以内**
- ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業による**補助**・・・補助対象費（認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用）の**1/2以内**

※ 緑地の整備に係る社会資本整備総合交付金・補助金を充当した額を除く。

- 都市緑地法等の一部を改正する法律が令和6年5月29日に公布され、**6か月以内に法施行**予定。
法施行と併せて11月から制度の運用を開始し、年度内の認定を目指す。
- 次年度以降、初回の認定を踏まえて各種検証を行い、**基準の見直しを検討**していく。



背景

- 「グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月 国土交通省）」では、様々な社会課題の解決を目指すものとして、将来世代にもグリーンインフラ（GI）の恩恵を引き継いでいく必要があること、また、世界的に、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、さらにはWell-beingの向上等に向けた取組が求められる中で、GIは、その機能・効果を統合的に発揮する点でも大きな意義を持つことが指摘されている。
- 本年5月に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）では、都道府県の策定する広域計画の法定化や、緑の基本計画と立地適正化計画の連携の強化、緑の基本計画の記載事項として特別緑地保全地区における機能維持増進事業の追加など、緑地のGIとしての機能の発揮を図るための施策の強化が含まれている。
- 緑の基本計画に基づき整備・保全等を図ってきた都市の緑地に関し、市区町村がGIの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を、有識者の意見も踏まえて整理し、自治体やコンサルタントの担当者向けのガイドラインとして、本年6月に「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」を公表した。

ガイドラインの主な内容

1. ガイドラインにおけるGIの考え方

- ・本ガイドラインにおけるGIの考え方を「**地域課題の解決に向け、戦略的計画に基づき多様な機能が発揮される緑**」として整理

2. GIの考え方を展開していく際に重要となるポイント

- ・他部局連携、官民連携、広域的な視点の3つを重要なポイントとして整理
- ・緑の基本計画においてGIに取り組む上では、**地域課題の解決に寄与**するという視点の重要性を強調

3. GIの考え方を取り入れるための検討事項

- ・GIの考え方を取り入れ、地域課題の解決に貢献する取組とするための「**基本的な検討事項**」と、地域課題解決への貢献をより効果的にするための「**詳細な検討事項**」に分け、STEP1～4までの手順で整理
- ・具体的な検討内容・プロセスが把握できるよう「雨水流出抑制・浸水対策」、「暑熱対策」、「生物多様性の確保」、「ゼロカーボン」、「健康増進」、「にぎわい創出」の6種の地域課題を例示

緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）の全体構成

第1章 グリーンインフラの考え方と本ガイドラインについて

第2章 グリーンインフラの考え方を取り入れるための検討事項

基本的な検討事項

STEP 1 地域課題を設定する

STEP 2 これまでの取組の実績を把握するとともに緑地による地域課題への貢献の可能性を検討する

STEP 3 緑地に関わる取組内容を具体化する

STEP 4 フォローアップを行う

詳細な検討事項

■ 緑地に関わる取組の地域課題への貢献の観点からの効果検証

■ 緑の機能が求められる場所等の分析
■ 取組の実施による効果推定
■ 地域課題への貢献の観点からの指標と目標値の検討

■ 「詳細な検討事項」で設定した指標や目標値によるフォローアップ

第3章 想定される主な地域課題ごとの検討イメージ

- | | |
|----------------|-----------|
| a. 雨水流出抑制・浸水対策 | d. ゼロカーボン |
| b. 暑熱対策 | e. 健康増進 |
| c. 生物多様性の確保 | f. にぎわい創出 |

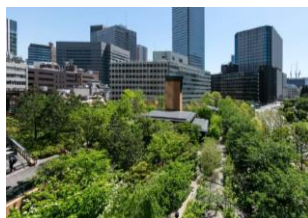
令和6年度当初予算のポイント(公園緑地関係)

まちづくりGXの推進

- ・気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上の実現に向け、
 - 特緑等の緑地の持つ機能を発揮するための樹林の整備への支援や、都市公園における生物多様性の確保のための取組を推進する。
 - 民間事業者が行う良質な緑地の整備等に対する支援を行う。



生物多様性の確保に資する都市公園の整備



民間事業者による良質な緑地の整備

こどもまんなか公園づくりの推進

- ・こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、
 - こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する。
 - 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対して支援する。



「公園づくりワークショップ」を通してこどもたちのアイデアを取り入れた公園整備

国営公園等の整備推進

- ・全17公園において適正な維持管理を行うとともに、10公園において整備を推進。
- ・令和元年10月の火災により焼失した首里城について、「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、復元に向けた取組を進める。



国営吉野ヶ里歴史公園



国営沖縄記念公園
(首里城地区)
(令和5年6月時点)

防災・減災まちづくりの更なる推進

- ・激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、防災公園の機能確保等の取組を着実に推進する。



避難所となる体育館の整備



老朽化した公園施設の改修



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

- ・2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催する最上位のクラス(A1)の国際園芸博覧会について、国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助や、日本国政府出展の検討等を進める。



- 国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催。
- 2027年国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会（A1）として開催するものであり、AIPH（国際園芸家協会）の承認と、BIE（博覧会国際事務局）の認定が必要（我が国では1990年の「大阪花の万博」に次いで2回目の開催）。
- AIPHの承認は2019年度に、BIEの認定は2022年11月に取得。

開催概要

位 置 付 け：最上位の国際園芸博覧会（A1）
国際博覧会条約に基づく認定博覧会

開 催 場 所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
（横浜市旭区・瀬谷区）

開 催 期 間：2027年3月19日～9月26日（6か月間）

参 加 者 数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態含む）
※大阪花の万博では約2,300万人が来場

会場建設費：約320億円

テ ー マ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～

開 催 者：（公社）2027年国際園芸博覧会協会



国際園芸博覧会の位置付け

国際博覧会
BIE「博覧会国際事務局」
登録・認定
BIE: Bureau International des Expositions

【BIE】

- 「国際博覧会に関する条約」に基づき加盟国の拠出金によって運営されている組織
- 183カ国で構成
- 本部はフランス・パリ

登録博 (旧一般博)	認定博 (旧特別博)
1970 日本万国博覧会 「大阪万博」	1975 沖縄国際海洋博覧会 「沖縄海洋博」
2005 日本国際博覧会 「愛知万博」	1985 国際科学技術博覧会 「つくば科学万博」
2025 日本国際博覧会 「大阪・関西万博」	1990 国際花と緑の博覧会 「大阪花の万博」
	2027年国際園芸博覧会

国際園芸博覧会
AIPH「国際園芸家協会」
承認
※AIPH: Association Internationale des Producteurs de l'Horticulture

【AIPH】

- 国際的レベルで園芸生産者の利益を図り、園芸技術の向上を図るために設立された非営利団体
- 世界各国84の園芸・造園団体等により構成（日本では（一社）日本造園建設業協会が会員）
- 事務局は英・オックスフォードシャー

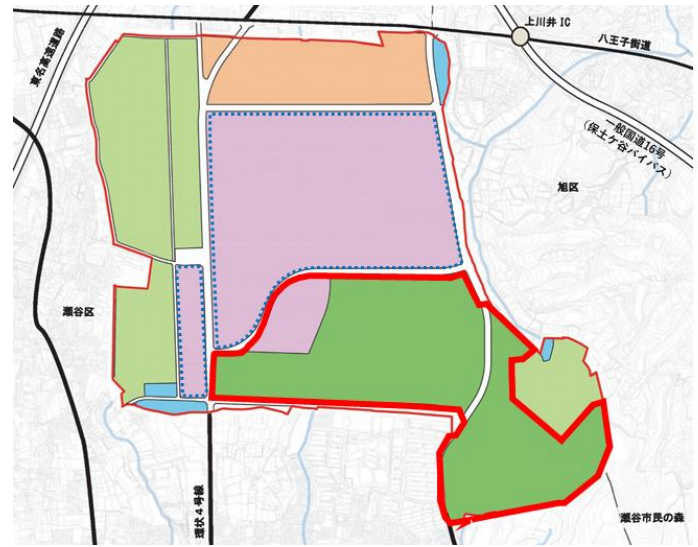
種別	A1	B, C, D
開催期間	3～6か月間	小規模化
最低面積	50ha	
BIE認定	必要	不要

旧上瀬谷通信施設について

- 旧上瀬谷通信施設（区域面積：約242ha）は、米軍施設として利用され、約70年間にわたって**土地利用が制限**されていた区域。
- 2015年の全域返還を受け、横浜市は、**農業振興と都市的土地利用**により、**郊外部における新たな活性化拠点**を形成することとしている。
- 2027年国際園芸博覧会の**会場の大部分は、博覧会后、都市公園として活用される予定**。



図 旧上瀬谷通信施設周辺の航空写真



凡 例	
農業振興地区	
観光・賑わい地区	
物流地区	
公園・防災地区	
道路	
調整池	

旧上瀬谷通信施設地区	
会場区域(約80ha)	
駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア	

図 旧上瀬谷通信施設の土地利用計画図と博覧会会場区域等

2027年国際園芸博覧会の意義

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与

博覧会の主役は、

- 自然資本、とりわけ様々な生命の基盤となる「植物」
- 植物との関わりや植物を資源として活用することで育まれてきた**知恵・文化・技術・産業**、そしてこれらを支える**ヒト（人財）**

【本博覧会における取組の方向性と4つの柱】

- SDGs目標年の3年前の博覧会として、**SDGsを支える土台となる自然環境と密接不可分な分野（水・衛生、気候変動、海洋資源、陸上資源）に係る取組を推進**
- 2050年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応、生物多様性の保全・持続可能な利用など、**グリーン社会の実現に貢献するため2030年以降を見据えた多様な主体の新たな取組を共有**

Society5.0の展開

みどりの食料システム戦略等で導入を目指している
スマート農業やデジタルを活用した環境負荷低減技術等を提案

グリーンインフラの実装

企業等の技術、グリーンインフラが実装された会場を展示の一つとして
「グリーンインフラで創る国際園芸博覧会」の実現に取り組む

花き園芸文化の振興等を通じた 農業・農村の活性化

花き園芸の優れた品種・先端技術や持続可能な農業に係る展示・コンペティションをはじめ、
多様な業種との連携により、**新たな価値の創造に向けた産業創出・育成の進展**に貢献

観光立国や 地方創生の推進

国内各地への回遊誘発の視点を持ち、各地の**自然や花、歴史・文化、食**といった観光資源と
連携・PRすることで、**日本の風土を感じさせる特別な体験**を訪日観光客等に提供

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

GREEN×EXPO 2027では、会場計画地の環境を読み解き、かつて武蔵国と相模国の国境となつた尾根地形や、南北方向の水の流れ、風の動き、残された樹林地等の自然資本を活かした会場づくり(Nature-based Design)を進めます。この上で5つのビレッジと3つのゾーンが展開され、日本の植物資源と文化を活かした園芸博覧会が繰り広げられます。

5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」。

主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組めます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NbS)を世界に発信します。

GX分野 | 暮らし/まちづくり/健康・交通・資源・産業/再生可能エネルギー



食と農が循環し、共存する「食と」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを本場できるコンテンツを集積します。

GX分野 | 健康・食と農



生地に寄り添いながら多様な生業を生み出してきた日本の散居を継承。自然と共存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田舎風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/健康・食と農/生産系・自然環境



市民の森と美しい花を賞観に、生物多様性や都市と農村の連続をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/生産系・自然環境



次世代を担う子どもたちが自然と遊び、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを準備、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野 | 暮らし

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーン。

国際展覧ゾーン

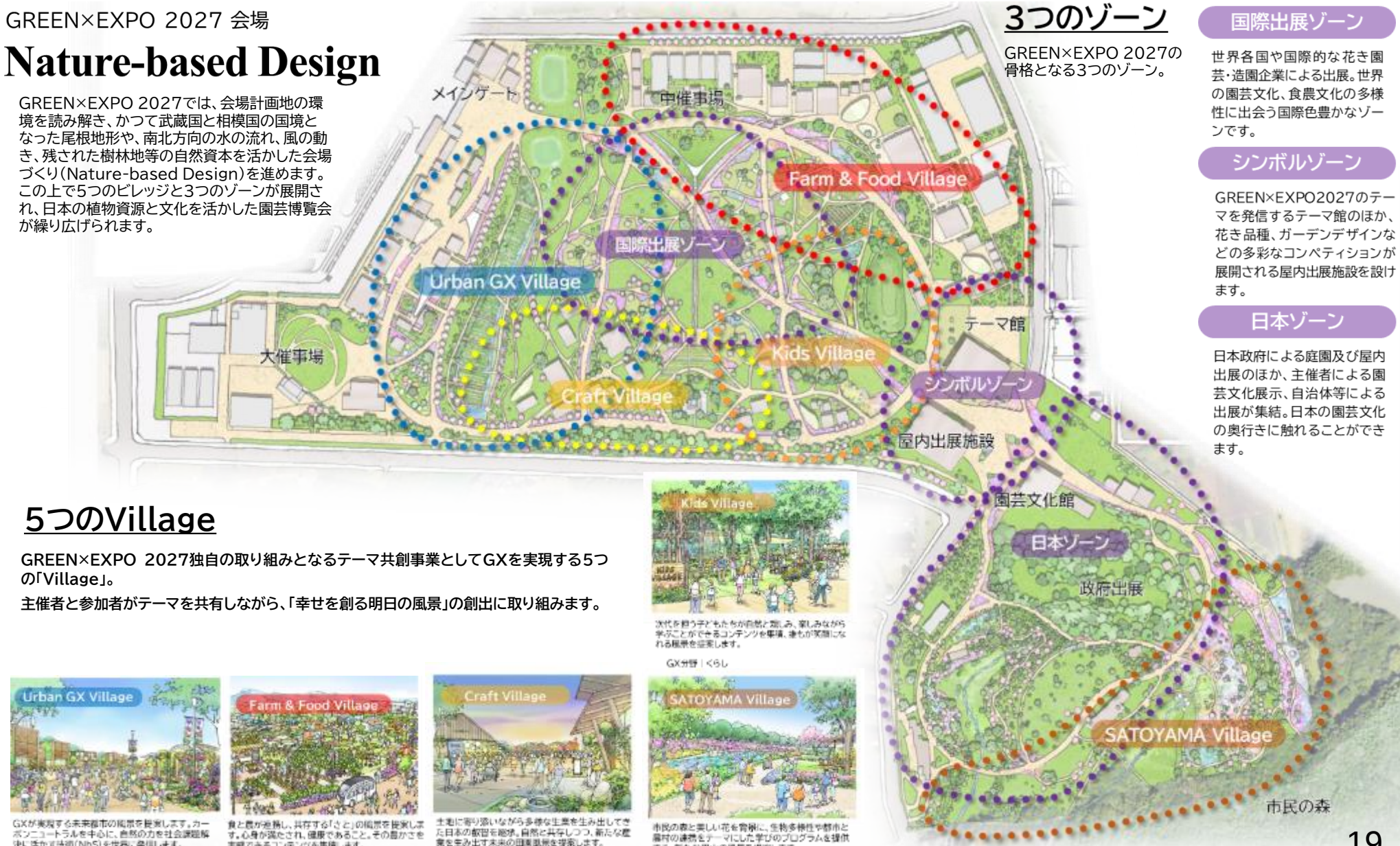
世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触れることができます。





Green For All

KAWASAKI

2024

会場

富士見公園

等々力緑地

生田緑地

開催期間

秋

2024

(令和6年)

10.19 (土)

▶

11.17 (日)

春

2025

(令和7年)

3.22 (土)

▶

4.13 (日)

主催：川崎市・公益財団法人都市緑化機構
実施主体：川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会

- 富士見公園、等々力緑地、生田緑地の、川崎市の代表的な3つの総合公園をコア会場として、3つのエリアで開催。
- 市内の三大公園である富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、駅周辺や商業施設、区役所など市内全域を会場として、市民、地域の団体、企業等の皆さんと一緒に、川崎らしい都市の中のみどりの価値を全国に発信。

地域の様々なみどりや水辺等を活用し、みどりを身近に感じ、リラックスしながら、自由な時間が過ごせる空間を創出

スポーツやアクティビティを中心とした様々な体験・体感の場を創出し、地域コミュニティの核となる魅力的なみどりとオープンスペースの活用につなげる取組を展開



生田緑地

「歴史・文化」

×

みどり

等々力緑地

「体験・体感」

×

みどり

富士見公園

「多様性」

×

みどり

これまでの協働の取組を活かし、歴史・文化を楽しみながら学ぶ取組を展開

人と自然とのつながりの中で、自然を感じ、楽しむことのできる機会を提供し、生田緑地の持続可能性につなげる取組を展開

協働・共創による、川崎の多様な魅力・文化・技術を反映した、みどりとオープンスペースの利活用を展開し、あらゆる人々が、みどりの価値に触れ、実感できる空間の創出